

家賃補助、始めました。

令和7年 小千谷市
家賃補助
ずっと住まいる応援事業

最大 **144** 万円 最長 **5** 年 県内最大級公務員可



くらし働くなら、

ずっと小千谷がいい。

お問い合わせ
小千谷市
商工振興課 U・I ターン支援室

TEL.0258-83-3556
FAX.0258-83-2789
E-mail ui-turn@city.ojiya.niigata.jp



県内最長・最大級の

ずっと住まいる応援事業って？



「ずっと小千谷に住んでもらいたい」という願いを込めた、家賃補助事業『ずっと住まいる応援事業』。小千谷市にU・Iターン就職する方へ、家賃の一部を小千谷市が補助します。U・Iターン就職者対象の家賃補助としては、交付期間（最長5年）及び補助金額（最大144万円）は県内トップ、全国的に見てもトップクラス！小千谷で無理なく新生活を楽しみませんか？

対象

U・Iターン就職者

のうち次の要件すべてを満たす方

- ☒ 本市に転入した日から1年を経過していない方
※かつ、本市に5年以上定住する意思を誓うことができる方
- ☒ 転入前1年の間に本市に住所を有していない方
（住民票を市外に移転せず、アパート暮らしをしていた方も市外の居住や賃貸契約を証明できれば対象）
- ☒ 転入日の年齢が45歳未満の方
- ☒ 正規雇用※2されている方
（公務員も可）

※1 令和8年1月1日時点で住民登録されている方

※2 事業所に常雇用された方で、1週間の所定労働時間が通常の労働者と同等程度である旨の労働契約（雇用期間に定めのないもの）であって、1週間の所定労働時間が30時間以上に基づき雇用された方

※ 市税などを滞納している方、暴力団、暴力団員と関係がある方は対象外となります

補助金額・交付期間

単身世帯 最長2年間

月額最大 **15,000円**

※結婚した場合、夫婦世帯として最長3年延長可能

夫婦世帯 最長3年間

月額最大 **30,000円**

補助対象
経費

月額家賃（家賃＋駐車場代）の1/2
（共益費・管理費・町内費等を除く）

※勤務先から住宅手当が支給されている場合は控除した額が対象

令和7年度 受付期間・申請方法

【受付期間】 **4月1日(火)～12月26日(金)** (令和7年1～12月支払い分を補助対象とします)

【請求期間】 **令和8年1月5日(月)～2月27日(金)**

【申請方法】

- ① 窓口で申請書を受領または、小千谷市ホームページからダウンロード
- ② 転入日から1年以内に申請書提出（申請書、誓約書、添付書類）
- ③ 市から決定通知を送付
- ④ 支払請求期間に請求書を提出（1～2月）
- ⑤ 住民登録、提出書類を確認後、市から確定通知送付、補助金支払い（1月～3月）

お問い合わせ

小千谷市

商工振興課 U・Iターン支援室

TEL.0258-83-3556

FAX.0258-83-2789

E-mail ui-turn@city.ojiya.niigata.jp

補助金については
こちらから >>>



補助金オンライン
申請はこちらから >>>

